

岩倉市いきいき介護サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護サポーター活動を通して、社会参加及び地域貢献を行いながら、自らの介護予防及び健康増進に積極的に取り組むことを推奨し、もって市民の主体的な地域支え合い活動を育成、支援することを目的に実施する、岩倉市いきいき介護サポーター制度（以下「介護サポーター制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 介護サポーター制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防及び健康増進を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護サポーター制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護サポーター制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増えること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護サポーター活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(事業内容)

第3条 介護サポーター制度は、高齢者が行った介護サポーター活動の実績を評価した上で評価ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により、評価ポイントを換金した介護サポーター活動交付金（以下「活動交付金」という。）を交付するものとする。

2 介護サポーター制度の対象者となる高齢者は、岩倉市における介護保険第1号被保険者とする

3 介護サポーター制度の対象となる活動内容は、別表のとおりとする。

(管理機関)

第4条 介護サポーター制度の実施に当たって必要な事務は、介護サポーター管理機関（以下「管理機関」という。）が行うものとする。

2 市は、管理機関の業務を社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会に委託することができるものとする。

(介護サポーターの登録等)

第5条 介護サポーター活動を行おうとする高齢者（以下「介護サポーター」という。）は、管理機関に介護保険被保険者証を提示し、岩倉市いきいき介護サポーター登録申請書（様式第1）を提出するものとする。

2 管理機関は、前項の登録申請があった場合は、講習を実施したうえで、岩倉市いきいき介護サポーター手帳（以下「介護サポーター手帳」という。）を交付し、サポーターの登録を行うものとする。

3 介護サポーターは、活動を実施するにあたり、事前に損害保険に加入することとし、保険料は自己負担とする。

（受入機関等）

第6条 介護サポーターの活動を受け入れようとする機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護サポーター制度の対象となる活動内容について、岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定申請書（様式第2）により管理機関に申請しなければならない。

2 管理機関は、前項の申請により受入機関を指定し、又は却下したときは、岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定・却下決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

3 管理機関は、既に指定を受けていた介護サポーターの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定取消決定通知書（様式第4）により指定を受けていた者に通知するものとする。

4 受入機関等は、介護サポーターが活動を行った場合は、当該活動時間に応じて、回数を単位として評価するものとする。

5 受入機関等は、介護サポーター活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、1日の上限として当該活動を2回までとして評価するものとする。

6 評価の方法は、介護サポーター手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

7 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護サポーター活動実績の把握）

第7条 管理機関は、前年度の活動実績について、介護サポーター手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与するものとする。

2 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護サポーター手帳に認証印を押印するものとする。

（評価ポイント）

第8条 評価ポイントの付与基準は、次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
1回から 4回まで	0ポイント
5回から 9回まで	5ポイント
10回から14回まで	10ポイント
15回から19回まで	15ポイント
20回から24回まで	20ポイント
25回から29回まで	25ポイント
30回から34回まで	30ポイント
35回から39回まで	35ポイント
40回から44回まで	40ポイント
45回から49回まで	45ポイント
50回以上	50ポイント

- 2 活動期間として、4月から翌年3月末までを年度単位とする。
- 3 活動実績及び評価ポイントは、家族又は第三者へ譲渡することはできない。
- 4 介護サポーター手帳を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとする。
この場合において、それまでに押印されたスタンプは失効するものとする。

(活動交付金)

第9条 評価ポイントを活用して活動交付金の交付を受けようとする者は、岩倉市いきいき介護サポーター活動評価ポイント活用申出書（様式第5）に介護サポーター手帳を添えて、管理機関に提出しなければならない。

- 2 介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、活動交付金は交付しないものとする。
- 3 管理機関は、第1項による申し出があった場合は、前項に該当する者を除き、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを1ポイント 100円で換金し、年度ごとに5,000円を限度として、活動交付金を交付するものとする。この場合に、岩倉市いきいき介護サポーター活動交付金決定通知書（様式第6）により申出者に通知をするものとする。
- 4 ポイントの活用申出の有効期限は、翌年度1年間限りとする。
- 5 活動交付金の換金基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	活動交付金
5ポイント	500円
10ポイント	1,000円
15ポイント	1,500円
20ポイント	2,000円
25ポイント	2,500円
30ポイント	3,000円
35ポイント	3,500円
40ポイント	4,000円
45ポイント	4,500円
50ポイント	5,000円

(実績報告)

第10条 市長は、第4条の規定により管理機関の業務を委託したときは、年度終了後速やかに、管理機関に委託の実績報告書を提出させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護サポーター制度に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

活動内容	<ul style="list-style-type: none">(1) レクリエーション等への指導、参加支援(2) お茶だし、配膳、下膳などの手伝い(3) 散歩、外出、施設内移動の補助(4) 行事等の手伝い(5) 話し相手(6) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動(7) 地域支援事業（介護予防）での補助(8) その他市長が認める活動
------	--

様式第1（第5条関係）

年 月 日

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関 あて

岩倉市いきいき介護サポーター登録申請書

私は、次のとおり、岩倉市いきいき介護サポーターとして登録を申請します。

住 所		
フリガナ 氏 名		介護保険被保険者証番号
生年月日 性別	年 月 日	男 ・ 女
電話・FAX	電話（ ） - 、FAX（ ） -	
活動曜日	（ ）曜日、 月の上旬・中旬・下旬、 いつでも	
活動時間	午前、 午後、 いつでも	
活動内容	(1) レクリエーション等への指導、参加支援 (2) お茶だし、配膳、下膳などの手伝い (3) 散歩、外出、施設内移動の補助 (4) 行事等の手伝い (5) 話し相手 (6) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動 (7) 地域支援事業（介護予防）での補助 (8) その他市長が認める活動	

※本書に記載いただいた個人情報については、いきいき介護サポーター制度の運営に関する以外には利用いたしません。

様式第2（第6条関係）

年 月 日

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関 あて

申請者
住所
団体名
代表者
電話

岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定申請書

岩倉市いきいき介護サポーター活動の対象として指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

活動場所	
活動内容	(1) レクリエーション等への指導、参加支援 (2) お茶だし、配膳、下膳などの手伝い (3) 散歩、外出、施設内移動の補助 (4) 行事等の手伝い (5) 話し相手 (6) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動 (7) 地域支援事業（介護予防）での補助 (8) その他市長が認める活動
活動曜日 活動時間	
活動人数	人

様式第3（第6条関係）

年 月 日

団体名
代表者

様

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関

岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった、いきいき介護サポーター活動等指定申請については、下記のとおり決定しました。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
活動場所	
活動内容	(1) レクリエーション等への指導、参加支援 (2) お茶だし、配膳、下膳などの手伝い (3) 散歩、外出、施設内移動の補助 (4) 行事等の手伝い (5) 話し相手 (6) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動 (7) 地域支援事業（介護予防）での補助 (8) その他市長が認める活動
活動曜日 活動時間	
活動人数	人

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第4（第6条関係）

年 月 日

団体名
代表者

様

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関

岩倉市いきいき介護サポーター活動等指定取消決定通知書

岩倉市いきいき介護サポーター活動等の指定については、下記のとおり取り消します。

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
活動場所	
活動内容	(1) レクリエーション等への指導、参加支援 (2) お茶だし、配膳、下膳などの手伝い (3) 散歩、外出、施設内移動の補助 (4) 行事等の手伝い (5) 話し相手 (6) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動 (7) 地域支援事業（介護予防）での補助 (8) その他市長が認める活動
活動曜日 活動時間	
取消理由	

様式第5（第9条関係）

年 月 日

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関 あて

岩倉市いきいき介護サポーター活動評価ポイント活用申出書

私は、岩倉市いきいき介護サポーター手帳を添えて、下記のとおり岩倉市いきいき介護サポーター評価ポイントの活用を申し出ます。

記

申請者

郵便番号 住 所	(—)
氏 名	
電話番号	()
活用ポイント数	ポイント

振込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協 ゆうちょ銀行		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 フリガナ 氏 名			

様式第6（第9条関係）

年 月 日

様

岩倉市いきいき介護サポーター管理機関

岩倉市いきいき介護サポーター活動交付金決定通知書

下記のとおり、岩倉市いきいき介護サポーター評価ポイントの活動交付金を決定し、交付金の交付を行いますので通知します。

記

氏名	
活用ポイント数	ポイント
活動交付金	円

※振込年月日は、年 月 日を予定しています。